

会議の名称	ごみ処理施設建設 特別委員会	開催月日・令和5年6月23日 開会時間・午前・午後11時43分 閉会時間・午前・午後11時58分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために 出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況について	

【開会=午前 1 1 時 4 3 分】

藤川委員長

ただいまからごみ処理施設建設特別委員会を開会いたします。川柳委員からは欠席の連絡をいただいております。

まず、本日の委員会の趣旨について説明をさせていただきます。今回は、次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況についてということで開催させていただいておりますが、改選によって、新たな議員さんも誕生しております。この次期ごみ処理施設建設事業につきまして、これまでに決定したことや、事業の進捗状況について、議会として情報を共有したいとの思いから委員会を開催させていただきました。議員間の情報共有という目的であること、また、私が組合議会の議員に就任した後に、岐阜羽島衛生施設組合に事業についてヒアリングを行ったところ、これまでに組合が決定したことは既に議員各位に報告済みでありまして、特段の新しい情報はありませんでしたということで、市の執行部は本日同席しておりませんのでご了承願います。また、本日の進め方ではありますが、まず資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元に両面カラー刷りの次期ごみ処理施設整備、事業概要から始まるものでありますが、これが1枚。次に、白黒ものの岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業における落札者の決定についてというものが1枚、そして、ホチキス留めされております、14ページからなります、次期ごみ処理施設整備・運営事業審査講評、この3部がございます。それで、新人の4人の議員の皆さんには、これまでに皆さんが就任する前、議会に対して報告があった資料を4人にはお渡しをさせていただいております。2期以上の議員は全員持っているものであります。本日お配りさせていただいておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、資料に基づいて、これまでの経緯の説明をさせていただきますと思いますが・・・。

近藤委員

なんで議長が説明するの。

藤川委員長

なんで議長が説明するのという質問が近藤委員からただいまございましたが・・・。

(「書類もらっただけでこんな委員会なら開く必要ない」「全部答えられるの、処理システム教えて、詳しく」と呼ぶものあり。)

藤川委員長	<p>近藤委員から、今回のごみ処理施設建設特別委員会の進め方についてご意見がありました。先ほど申し上げました通り、私、まず議員間の情報共有をしたいという思いから開催をさせていただいております。情報共有が目的でありますので、皆さんお付き合いを願えたらと思います。まず事業概要から・・・。</p> <p>(「担当者呼ばないかん」と呼ぶものあり。)</p>
藤川委員長	<p>私、組合議会の議員ということでもありますので、私がヒアリングをさせていただいておりますので、その内容についても順番にお話をさせていただきますので、まず私から説明させていただきますので、それを聞いた上で、組合議会の議員として、組合議会の議員として掌握している、執行部は事業主体ではないんです。事業主体は岐阜羽島衛生施設組合なんです。</p> <p>(「組合から呼んでこればいい」と呼ぶものあり。)</p>
藤川委員長	<p>組合から呼ぶことについても、近藤委員から、組合から職員を呼ぶことはできないのかというご質問がありましたけれども、地方自治法第115条の2の2で、羽島市議会が開催する市議会の会議においては・・・。</p> <p>(「説明する立場にない」と呼ぶものあり。)</p>
藤川委員長	<p>趣旨から今説明させていただいておりますので、普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査、又は審査のために必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるという規定がございます。こちらの参考人の出頭というところにあたりまして、羽島市の事務ではない事業について、参考人の出頭を求めることができないんです。組合から職員を招くことはできないということをご了承願いたいと思います。これは地方自治法の規定がございますので、これはご了承願えたらと思います。</p> <p>先ほど近藤委員が言われたことについてはそのように回答させていただきまして、本日の目的ではありますが、まず、議員で情報共有を、新人議員もいらっしゃいますし、情報共有をしたいということで開催させていただいております</p>

ので、よろしくお願ひいたします。ご不満はあろうかと思ひますけれども、私がこの委員会の委員長として、このように進めたいということで開かせていただいておりますので、そのようにさせていただきたいと思ひます。今、決定していることについて情報共有をしたいということです、ご報告させてください。今、これが決定していることであると、今の進捗状況はこういう状況であると、皆さんと組合議会の議員として、皆さんと情報共有をしたいという思ひから、このような会を設けさせていただいておりますのでご了承願ひます。

（「局長いいの、こんなことやらせて、しっかりしてよ」と呼ぶものあり。）

藤川委員

近藤委員に申し上げます。静かにしてください。不規則発言は二度としないいただきたい。

それではただいまから説明をさせていただきます。近藤委員、静かにしてください。近藤委員、議事を妨害しないでください。

それでは、まずは両面刷りの次期ごみ処理施設整備という資料をご覧いただけたらと思ひます。次期ごみ処理施設の建設事業、新人議員さんもいらっしゃいますので、よくこの事業の主体がわからないという方もいらっしゃるでしょうから説明させていただきますが、一部事務組合という、例えますと、一つの地方公共団体のようところで事業を進めております。こうした一部事務組合という組織、岐阜市と羽島市、岐南町、笠松町で構成されておりますが、一部事務組合が形成されますと、構成自治体はその事務の処理を行う権能を失います。例えば、羽島市として羽島市の可燃ごみを処理するという、そういった羽島市の事務の権能を失うと、一部事務組合の方で処理するというふうに権能が移りますので、その点、事業主体という考え方について認識を願えたらと思ひます。そして、スケジュール、これまでに決定した流れでありますけれども、中段にございます、平成28年6月に新たな建設用地として、羽島市平方第二土地区画整理事業の保留地内に新たなごみ処理施設を建設するということが決定しております。その後、平成30年の3月に次期ごみ処理施設整備基本計画が策定されまして、こちらについては、令和2年3月に次期ごみ処理施設整備基本計画改訂版が策定されております。

次、裏面となりますが、スケジュールとなります。実は、

事業者選定が令和4年の12月に決定し、そして、令和5年の3月に事業契約が既に締結をされております。施設の設計と建設、運営、維持管理ということで、事業者が既に決定して、契約が済んでいるという、今、そのような段階でございます。令和9年4月の稼働を目指して、今、建設に向けた工事が進められているという段階でございます。そこで、今、お話ししました事業者についてなんですけれども、白黒の落札者の決定についてという資料をご覧いただけたらと思います。入札が行われまして、2つの事業者から応札がございました。お手元の資料でございますが、木曾グループというグループと、長良グループという2つのグループとなります。落札されたのは、この代表企業を日立造船株式会社中部支社とする木曾グループ、お手元にあります通り、こちらの代表企業、構成員、協力企業からなるグループが落札されておまして、落札価格は337億2930万円となっております。審査の結果につきましては、両グループの入札価格、入札率で価格点、非価格点、合計点数も記載をされておりますので、お目通しを願えたらと思います。現在、この事業者が実施設計を行っている段階というところでありますので、その点ご了解願います。

次に、14ページからなる次期ごみ処理施設整備・運営事業審査講評をご覧いただけたらと思います。こちらに、審査、選定委員会がどのような流れで審査をしたか、どのような評価項目、例えば9ページから、12ページにかけて、審査の項目ですとか、点数が掲載されております。また、13ページから14ページにかけて総評が掲載されておまして、このような流れで審査が行われて、事業者が決定したということで、ご認識を願えたらと思います。こちらお目通しくください。

次に、あらかじめいただいております、この会の開催にあたって、私、情報を共有したいという思いで今回、開催させていただいたんですけれども、ご質問もいただいております、いずれも公表済みの事柄でありましたので、ここでご案内をさせていただけたらと思います。まず、今回採用する処理方式とその優位点は何かというご質問がございます。

(「もういいわ、説明してもらわなくても」と呼ぶものあり。)

藤川委員長

わかりました。

花村委員	<p>(「なんで邪魔するの」「新人さんがみえるということで共有しましょうということで、近藤委員は知ってみえるかもしれないけれども、やはりちゃんと説明を聞かせてください」と呼ぶものあり。)</p> <p>私、岐阜市の方から出向職員が来るものと思って、質問事項を書きましたけど、それは向こうから回答してもらいものだと思いますので、議長の答弁はいりません。議長に出したのではなくて、向こうに出したので、答弁要りません。以上です。</p>
藤川委員長	<p>組合議会の議員として、皆さんと情報共有できればということで、このように開催させていただいた次第ではありますが・・・。</p>
原委員	<p>今は議会として皆さんと情報共有して、どういうふうにしたらいいかということが今、求められると思うので、それが一番大事と思っています。今の改選だとかいろんなものがあると思いますが、スタートしたばかりの議員もいますし、まずは皆さんが同じスタートに立って、しっかり情報を共有しながらやっていくべきだと思っていますのでいいと思います。</p>
藤川委員長	<p>今、原委員からもご意見ございましたが、私もごみ処理施設建設特別委員会開催の要請を受けまして、何とか開催できないかということで、組合の方にも組合議会の議員として、今の状況を聞き取りにヒアリングに行ったりとか、そこで聞いたことを皆さんにお伝えしたいという思いで開催させていただこうと思ったのですが、この開催の方法について、ちょっとご不満があるようでございますので、組合議会の議員である私の説明を聞きたくないという、そういったことでありますので、以上をもってごみ処理施設建設特別委員会は終了いたしたいと思います。なお、どうしても今の状況を聞きたいというご意向のある委員がおいででしたら、私から説明をさせていただきますので、私のもとにお越しただいただければと思います。これをもちましてごみ処理施設建設特別委員会を終了いたします。</p>
<p>【委員会終了＝午前 1 1 時 5 8 分】</p>	